2　選択的エストロゲン受容体モジュレーター類（ＳＥＲＭｓ）（少なくとも次のものを含む。）
　ラロキシフェン、タモキシフェン、トレミフェン
3　その他の抗エストロゲン物質（少なくとも次のものを含む。）
　クロミフェン、シクロフェニル、フルベストラント
4　ミオスタチンの機能を緩和する薬剤（少なくとも次のものを含む。）
　ミオスタチン阻害剤
5　代謝モジュレーター類
(a)　インスリン類
(b)　ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ（ＰＰＡＲデルタ）作用剤（例えば、ＧＷ一五一六）、ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ―アデノシン一りん酸活性化たんぱく質キナーゼ（ＡＭＰＫ）系作用剤（例えば、ＡＩＣＡＲ）

S5　利尿剤その他の隠蔽剤

隠蔽剤は、禁止する。隠蔽剤には、次のものを含む。

利尿剤、デスモプレシン、血漿増量剤（例えば、グリセロール、静脈内に投与するアルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルでん粉及びマンニトール）、プロベネシド及び類似の生物学的効果を有する物質。歯科用の麻酔としてのフェリプレシンの局所への投与は、禁止しない。

利尿剤には、次のものを含む。

アセタゾラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロノラクトン、チアジド類（例えば、ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド）、トリアムテレン及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質（禁止されていないドロスピレノン、パマブロム並びに局所に使用するドルゾラミド及びブリンゾラミドを除く。）

閾値を限度とする使用を条件とする物質（ホルモテロール、サルブタモール、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン及びプソイドエフェドリン）を利尿剤その他隠蔽剤とともに競技会又は競技会外で使用する場合には、利尿剤その他隠蔽剤に関して許与される治療目的使用の除外措置に加え、当該物質に関する治療目的使用の除外措置が許与されることを要する。

禁止される方法

M1　血液及び血液成分の操作

次のことは、禁止する。

1　自己血、同種血若しくは異種血又は赤血球生成物（由来を問わない。）を、その量にかかわらず、循環器に投与し、又は再注入すること。
2　少なくとも次の物質の使用により、酸素の摂取、運搬又は到達を人為的に促進すること。ただし、補給のための酸素を除く。
　ペルフルオロ化合物、エファプロキシラール（ＲＳＲ一三）及び修飾ヘモグロビン生成物（例えば、ヘモグロビンに基づく血液代替物、ヘモグロビンのマイクロカプセル生成物）
3　物理的又は化学的な手段を用いた血液又は血液成分についての血管内の操作を行うこと。

M2　化学的及び物理的な操作

次のことは、禁止する。

1　ドーピング管理において採取された検体の信頼性及び有効性を変化させるため、当該検体を不当に改変すること又は不当な改変を企てること。このような改変には、少なくとも尿のすり替え及び混入（例えば、プロテアーゼ）を含む。
2　六時間につき五十ミリリットル以上の静脈内への注入を行うこと。（入院又は臨床検査において正当に受けるものを除く。）

M3　遺伝子ドーピング

次のことは、スポーツの能力を強化する可能性があるため、禁止する。

1　核酸の重合体又は核酸類似体を移転すること。
2　正常な又は遺伝子が改変された細胞を使用すること。
　競技会における禁止される物質及び禁止される方法

S0からS5まで及びM1からM3までに規定するもののほか、次の物質は、競技会において禁止する。

禁止される物質

S6　興奮剤

全ての興奮剤（関連する場合には全ての光学異性体（例えば、ｄ体、ｌ体）を含む。）は、禁止する。ただし、局所に使用するイミダゾール誘導体及び二千十三年の監視プログラム（注１）に掲げる興奮剤を除く。

興奮剤には、次のものを含む。

(a)　不特定興奮剤

アドラフィニル、アンフェプラモン、アミフェナゾール、アンフェタミン、アンフェタミニル、ベンフルオレックス、ベンズフェタミン、ベンジルピペラジン、ブロマンタン、クロベンゾレックス、コカイン、クロプロパミド、クロテタミド、ジメチルアンフェタミン、エチルアンフェタミン、ファンプロファゾン、フェンカミン、フェネチリン、フェンフルラミン、フェンプロポレックス、フルフェノレックス、メフェノレックス、メフェンテルミン、メソカルブ、メタンフェタミン（ｄ体）、ｐ―メチルアンフェタミン、メチレンジオキシアンフェタミン、メチレンジオキシメタンフェタミン、モダフィニル、ノルフェンフルラミン、フェンジメトラジン、フェンメトラジン、フェンテルミン、四―フェニルピラセタム（カルフェドン）、プレニルアミン及びプロリンタン

　この(a)に明示的に規定されていない興奮剤は、特定物質である。

(b)　特定興奮剤（例）

アドレナリン（注2）、カチン（注3）、エフェドリン（注4）、エタミバン、エチレフリン、フェンブトラザート、フェンカンファミン、ヘプタミノール、イソメテプテン、レブメタンフェタミン、メクロフェノキサート、メチルエフェドリン（注4）、メチルヘキサンアミン（ジメチルペンチルアミン）、メチルフェニデート、ニケタミド、ノルフェネフリン、オクトパミン、オキシロフリン（メチルシネフリン）、パラヒドロキシアンフェタミン、ペモリン、ペンテトラゾール、フェンプロメタミン、プロピルヘキセドリン、プソイドエフェドリン（注5）、セレギリン、シブトラミン、ストリキニン、ツアミノヘプタン及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質

注1　二千十三年の監視プログラムに掲げる物質（ブプロピオン、カフェイン、ニコチン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドロール及びシネフリン）は、禁止される物質とはみなさない。
注2　アドレナリンの局所（例えば、鼻、眼）への投与又は局所麻酔薬との併用は、禁止しない。
注3　カチンは、尿中の濃度が一ミリリットルにつき五マイクログラムを超える場合には、禁止する。
注4　エフェドリン及びメチルエフェドリンは、尿中の濃度が一ミリリットルにつき十マイクログラムを超える場合には、禁止する。
注5　プソイドエフェドリンは、尿中の濃度が一ミリリットルにつき百五十マイクログラムを超える場合には、禁止する。